

第百三号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「三千元」を「五千元」に改める。

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。） 附則第三項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。） から適用する。

（経過措置）

2 適用日前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。） に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 改正後の条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(防疫等業務手当の内払)

4 改正前の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により防疫等業務手当を支給された職員で、改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置に係る規定を改める必要がある。